

交通事故訴訟における「身体的特徴」概念の最新状況

— 最判平成 8 年 10 月 29 日、「首長判決」のその後 —

谷 口 聡

The Latest State of the Concept of “Victim’s Physical Characteristics”
in Traffic Accident Litigation;
Subsequent Decisions after the Supreme Court Decision
on 29 October, 1996 for the “Long Neck Case”

Satoshi TANIGUCHI

要 旨

本稿は、交通事故による民事損害賠償請求訴訟における「被害者の素因」について、「身体的特徴」概念が関係する最新の裁判例12件を検討することを目的とする。わが国では、1960年代後半から、「被害者の素因」を考慮して減額すべきか、あるいは、不考慮として減額を否定すべきかという問題は、民法の人身損害賠償という領域における一つの論点を形成してきた。

最高裁判所は、1996年に同日、同一法廷において2つの判決を下した。一つは、被害者の「疾患」は考慮して減額できるとするものであり、もう一つは、被害者の「身体的特徴」は原則として考慮すべきではないというものであった。この2つの判決によって、裁判実務上はこの論点に決着がついたかのうように思えた。しかし、最高裁判所の理論は課題を残した。第一に、「疾患」と「身体的特徴」の概念の定義をしていないということである。第二には、「疾患」が考慮でき、「身体的特徴」が考慮すべきでないという理論的根拠が不明確なことである。筆者は、そのような問題意識をもとにして、2014年から2016年にかけての関係する最新の12件の裁判例を整理して、検討した。

Abstract

This paper aims to study the latest twelve cases about the concept of “victim’s physical characteristics” for “victim’s predisposition” in civil actions for damage by traffic accident. In Japan, it has been one of the issues in the field of physical damage litigation since the late 1960s, whether “victim’s predisposition” should be taken into consideration for damage reduction, or it should not be taken into consideration for damage reduction.

The Supreme Court made two decisions at the same court on the same day in 1996. One decision admitted the “victim’s disease” as the reason of reduction, and the other did not admit the “victim’s physical characteristics” as the reason of damage reduction. These two decisions seemed to settle the dispute on a practical level. However, the decisions by the Supreme Court left two theoretical issues untouched. Firstly, the decisions did not define the concept of “disease” and “physical characteristics”. Secondly, they did not clarified theoretical rationale for difference between “disease” considered for damage reduction and “physical characteristics” not considered for damage reduction. The author marshals and studies the latest twelve cases from 2014 to 2016 based on the awareness of such arguments.

I はじめに

本稿は交通事故による人身損害賠償訴訟における被害者の素因減額という論点について、2014年から2016年の12件の裁判例を検討することを目的としている。

わが国における昭和30年代の急速なモータリゼーションは交通事故の急増をもたらした。そして、交通事故を原因とする訴訟も増加した。昭和43年には、『交通事故民事裁判例集』なる交通事故訴訟のみを専門に取り扱う判例集も出版されるようになった。

交通事故によって被害者が身体に被害を被った場合には、民事損害賠償訴訟が提起され法的紛争となるケースがある。そのような人身損害という民事損害賠償における研究領域において、当初から「被害者の素因」という論点が存在してきた。「被害者の素因」とは、被害者が人身事故以前からその自らの身体に有していた脆弱性（疾病、既往症、精神疾患など）のことである。この「被害者の素因」は「心因的素因」と「体質的素因」とに学説上は大別されるが、本稿では、「体質的素因」に関する裁判例を検討する。

「被害者の素因」という論点は、2つの考え方の対立で構成される。一つは、被害者の加害行為以前からの脆弱性を考慮して、通常の健常者との比較において、その限度に賠償額を減額するという考え方であり、もう一つは、そのような減額は許されるものではなく、加害者は常に被害

者の損害結果を「あるがまま」で受け入れなければならないという考え方である。このような素因の考慮・不考慮という問題は、昭和40年代後半から学説上の対立が顕著となるとともに、下級審における裁判例も増加の一途とたどり、最高裁判所の判断が待たれるところとなった。心因的要因については、最高裁が昭和63年に考慮して減額できるとする判決を下した（最判昭和63年4月21日民集42巻4号243頁）。そして、体質的素因のうち「疾患」について、これを考慮して減額できるとする最高裁判決が平成4年に下された（最判平成4年6月25日民集46巻4号400頁）。最高裁は素因減額を原則として全面的に考慮する立場を明らかにしたかのように思えた。しかし、平成8年に最高裁は同一年月日、同一法廷において、2つの判決を下した。一つは、平成4年判決を踏襲するもので、「疾患」を考慮して減額しもよいとするものであり（最判平成8年10月29日交民29巻5号1272頁）、もう一つは、被害者の首が長いという身体上の事情が損害を拡大したと争われた事例で、被害者の「身体的特徴」は原則として考慮してはならず、減額事由とはできないというものであった（最判平成8年10月29日民集50巻9号2472頁・いわゆる「首長判決」などと呼ばれる事例）。

本稿は、この平成8年の最高裁の2つの判決が下された以降の下級審における影響を考察するものである。特に、本稿では、筆者が入手可能であるところの、最新の関係事例を検討する。

II 問題の所在

「疾患」を考慮し、「身体的特徴」を不考慮とするという最高裁の立場は上記平成8年の同日の2つの判決で明確になったと言える。しかし、すべてが解決したわけではない。最高裁は未だに「疾患」概念と「身体的特徴」概念の定義・内容を明確にはしていない。そのことから、裁判事例の特定の争点となっている対象原因が、「疾患」概念に属するものなのか、「身体的特徴」概念に属するのかが不明確である事例も少なからず見受けられる。さらには、そもそも、この2つの概念枠はどのような根拠をもとにして設定されたものであるのかが不明確である。諸外国の例に見られるように、一般的な発想からは、考慮・不考慮の論争対象となる事由が、その損害結果を引き起こすことについて、どれほど異常なものであるのかが判断されたり、また、原因に比してどれほど異常に大きな損害結果が引き起こされたのかが判断されて、その事由を考慮し減額するか、不考慮とするのかが判断されるべきであるように思われる。しかし、最高裁理論はこのような発想とは直結していないように受け止められる。筆者は、このような問題意識と視点から、IV章における12件の最新の具体的な裁判事例を検討するものである。

III 本稿における裁判例の検討方法

本稿では、2014年から2016年の12件の下級審の「身体的特徴」が問題となった交通事故訴

訟の裁判事例を検討する。

検討の項目は、【本判決の主要な意義】、【事件名】、【判決主文】、【審級関係】、【事実概要】、【判決要旨】、【特記事項】、【若干の検討】である。一つの裁判例は多面的な検討対象を有するとともに、複数の意義を有するものであるが、本稿では、前章記載のとおり、筆者の問題意識のもとに、その論点に焦点を当てて、各々の裁判例を個々に検討するものである。

Ⅳ 具体的判例の検討

◎001 大阪地判平成26年3月27日（自保ジャーナル1927号92頁）

【本判決の主要な意義】 顔面の非対称性は身体的特徴と捉えるべきものであるとして素因減額を否定した事例。

【事件名】 損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 情報なし

【事実概要】

◇原動機付自転車を運転していた原告X（19歳・女性）は、被告Wが代表取締役を務める被告Y会社の業務に従事して普通乗用自動車を運転していたYと衝突事故を起こし、頸椎捻挫、外傷性両側顎関節症、左下6歯牙骨折の傷害を負い、顔面、左肩瘢痕の醜状障害が残存する後遺障害を残した。原告は、被告らに損害賠償を請求した。

◇被告らは、原告の頸椎捻挫について、原告は本件事故の約1年5カ月前にも交通事故に遭い頭部を打撲しており、既往症の可能性があるととして因果関係などを争った。また、顎関節症についても因果関係が認められず、また、素因減額すべきであるなどとして争い、本件の争点となった。

【判決要旨】

◇頸椎捻挫の傷害について、Xは、本件事故の約1年5カ月前に「別の交通事故に遭い、頭部を打撲し、めまいを感じて、」5日後「にも通院した事実が認められるが、その後も原告に症状が残存していた形跡はなく、前記事故が、本件事故後の原告の傷害、症状の程度に影響を及ぼしたことを認めるに足りる証拠はない」などとして被告らの主張を退けた。

◇顎関節の傷害の争点については、「被告乙山は、原告の顎関節症には、顔面の非対称性や左顔面の肥大が影響していると考えられ、器質的損傷は認められず、原告の顎関節症と本件事故との間には因果関係が認められないとも主張するが、顔面の非対称性、左顔面の肥大は、身体的特徴と捉えられるべきものであって、その存在によって、因果関係を否定することは困難であるし、それを理由に素因減額をすることも相当ではない」として被告らの主張を退けた。

◇認容された損害項目は、治療費、通院交通費、休業損害、傷害慰謝料、後遺障害逸失利益、後遺障害慰謝料である。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

被告の素因減額について、それが身体的特徴に当たるため、減額できないとしている点は、最高裁理論に沿った判決である。

◎002 東京地判平成26年3月27日（自保ジャーナル1923号83頁）

【本判決の主要な意義】 頸長体型と加齢変性としての頸椎脊柱管狭窄が疾患に当たらないとして素因減額を否定した事例。

【事件名】 損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】（本判決にて確定）

【事実概要】

◇原告X（37歳・男性）運転の普通乗用自動車は赤信号で停車中、被告Y運転の普通乗用自動車が追突する事故が発生した。原告Xは、頸髄損傷、外傷性頸椎椎間板ヘルニア、低脊髄圧症候群と診断される傷害を負った。原告Xの被告Yに対する損害賠償請求がなされ、被告運転の車両を被保険車両とするZ保険会社とY被告との間の自動車保険契約に基づき被告Yに対する判決の確定を条件として、損害賠償金相当額などの支払が請求された事案である。

◇被告Yは原告Xについて、身体的素因として、頸長体型及び加齢に伴う変性としての頸椎脊柱管狭窄症による素因減額を主張し、また、心因的素因が治療を長期化させたなどと主張して、争点となった。

【判決要旨】

◇身体的素因による減額の主張について、以下のように最高裁判所の平成8年判決の趣旨を引用した。「被害者が平均的な体格ないし通常の体質と異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合には、特段の事情の存しない限り、被害者の身体的特徴を理由とする素因減額は認められないと解すべきである」。そして、本件について検討して以下のように判示して、被告の主張を退けた。「頸長体型は原告の身体的な特徴といえるところ、本件において特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、これによって素因減額をすることは相当ではない。また、加齢に伴う変性としての頸椎脊柱管狭窄も、それが加齢による変性であることからすると、直ちに疾患に当たるとはいえないところ、原告が本件事故前からその治療を受けていたなどの特段の事情を認めるに足りる証拠はないから、これによって素因減額をすることも相当ではない」。

◇心因的素因減額の主張も否定された。

◇認容された損害項目は、治療費、入院雑費、休業損害、人件費、倉庫賃料、入院慰謝料、車両損害である。なお、後遺障害は認定されなかったため、逸失利益および後遺障害慰謝料などは認定されていない。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

◇最高裁平成8年判決の趣旨を引用し、主張された素因を「疾患」には該当せず素因減額すべきでないとしている点は、最高裁理論に忠実な判決である。

◇最高裁の首長判決が素因減額の範囲を限定した影響が顕現した事例といえる。

◎003 大阪地判平成26年11月25日（自保ジャーナル1940号161頁）

【本判決の主要な意義】 被害者の事故以前からの腰椎分離症は疾病と評価されるとして素因減額が図られた事例。

【事 件 名】 損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 控訴（控訴審の情報なし）

【事実概要】

原告X（22歳）運転の普通乗用自動車に、被告Y1が所有し被告Y2が運転する普通乗用自動車が追突し、原告Xは、頸部挫傷、腰部挫傷の傷害を負い、外傷性腰椎分離症の後遺障害を残した。原告は被告らに損害賠償を請求した。被告らは、原告には事故以前から腰椎分離症の既往症があったものであるとして、素因減額を主張するなどして争った。

【判決要旨】

◇原告の後遺障害と本件事故との間の因果関係は以下のように認定された。「原告は事故前から軽度の腰痛を有していたもの特に通院歴はなく、事故後に腰痛が大幅に悪化し、手術を受けることになったものと認められる。そして、その原因は、事故により腰椎分離症が悪化し、症状緩和のために固定術を要するようになったものと認められる。したがって、原告の症状と本件事故との間の因果関係は認められる」。

◇素因減額については、「原告に事故前から腰椎分離症があったことについては事実上争いがないうところ、腰椎分離症は身体的特徴の枠で説明できるものではなく、疾病との評価は避けられない。そして、腰椎分離症の存在が事故による原告の症状に一定の影響を与えたことは否定できるものではなく、この点については、損害額を認定した後、素因減額という形で評価をすることとする」として、損害認定額の20%について素因減額をおこなった。

◇認定された損害項目は、治療費、休業損害、入院院慰謝料、逸失利益、後遺障害慰謝料である。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

本件で問題とされた被害者の事故以前からの腰椎分離症について、「身体的特徴」ではなく、「疾患」と評価すべきものであるとして、素因減額を図っている点は、最高裁理論に忠実な判決であると言える。

◎004 神戸地判平成26年11月26日

(交民47巻6号1430頁、自保ジャーナル1941号96頁)

【本判決の主要な意義】被害者が事故以前に人工骨をつけていたなどの事情による既往症ないし疾患であるとして素因減額を図った事例。

【事件名】損害賠償請求事件 【判決主文】一部認容、一部棄却

【審級関係】控訴（控訴後棄却）（控訴審に関する詳細情報はない）

【事実概要】

被告Y1が所有し、被告Y2が運転する普通乗用自動車が、進路変更の際、原告（症状固定時66歳・男性）X運転の原動機付自転車に接触して転倒させた。原告Xは、右側胸部・右膝打撲の傷害を負った後、頭部硬膜外膿瘍・皮膚潰瘍を生じた。さらに、右頭部にかけての組織陥没及び頭蓋骨の欠損として後遺障害12級14号を残した。原告Xによる被告らに損害賠償請求がなされた事案で、被告らは、以下のように主張するなどして争った。「原告は、本件事故以前から開頭手術、頭蓋部の人工骨形成及び骨感染を繰り返しており、本件事故当時は経過観察中であつたところ、本件事故をきっかけにして、同一部位に骨感染が生じて人工骨片を除去せざるを得なくなったのであり、原告の頭蓋部の既往症は身体的特徴ではなく、明らかに疾患というべきである。」

【判決要旨】

◇上記争点について、「素因減額」という項目において以下のように判示された。「本件事故により原告が直接受けた外傷は打撲等であり、必ずしも重篤とはいえないものであつたにもかかわらず、髄液漏が生じることとなつたのは、原告が、本件事故以前にくも膜下出血等のために人工骨を取り付けていたことが影響し、さらに、人工骨を除去し、これを取り付けられない状況になって、治療が長期に及んだのは、これまで原告が頭蓋形成術を受ける中で繰り返し感染してきたという原告の既往症（ないし疾患）が影響していることは否定できず、本件事故による受傷の程度に鑑みれば、その影響は大きいというべきである。しかし、他方、原告は、人工骨を使用した頭蓋形成術を受けて以降本件事故に遭うまでのほぼ6年間、経過観察のため定期的にB病院に受診していたが、特に問題もなく、就労もしてきたことからすれば、本件事故に遭わなければ、そのまま推移した可能性も高い。こうしたことからすれば、原告に生じた損害の30%を素因減額として控除するのが相当である」とした。

◇認定された損害項目としては、治療関係費、文書料、入院雑費、通院交通費、休業損害、後遺障害による逸失利益、慰謝料である。

【特記事項】特になし。

【若干の検討】

被害者の既往症ないし事情を「既往症（ないし疾患）」として素因減額を図っている点は最高裁理論に沿った判決であると言える。

◎005 横浜地判平成26年12月2日（自保ジャーナル1941号63頁）

【本判決の主要な意義】 被害者の性格や環境的要因について素因減額ではなく、後遺障害等級に認定において考慮した事例（身体的特徴・疾病事例ではない）

【事 件 名】 損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 確定

【事実概要】

原告運転の普通乗用自動車は優先通行のT字路を直進していたところ被告運転の普通乗用自動車と衝突し、原告は、頸椎捻挫、右肩挫傷および胸部挫傷の傷害を負い、後遺障害を残した。原告による損害賠償請求において、被告は、原告の精神症状は性格や環境的要因によるものであり、素因減額がなされるべきであると主張して争った。

【判決要旨】

原告主張の後遺障害については、限定的に認定し、「原告の本件精神症状は、後遺障害等級表の第14級の限度で本件事故と相当因果関係があると認めるのが相当である」とした。

その上で、被告が主張している素因減額については、「本件精神症状が原告の性格や環境的要因によるものであり、素因減額すべきであると主張する。しかしながら、…原告の後遺障害（本件精神症状）については、本件飼い犬の死や母親の看病等の他の要因の存在等を考慮して後遺障害等級表の第14級の限度で本件事故との相当因果関係を認めたことからすれば、原告の上記後遺障害が本件事故のみによって通常生ずる程度の範囲を超えたものとは言い難く、被告に損害の全部を賠償させることが公平に反するとはいえない。したがって、本件において素因減額するのは相当ではなく、被告の上記主張を採用することはできない」とした。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

◇本件は被害者の精神症状に関するものであり、身体的特徴ないし疾患が争点となった事案ではない。

◇被害者の性格ないし環境的要因が被害の拡大に与えたことに関しては、後遺障害等級を認定するに際して考慮しているものであり、それに加えて素因減額を認定する必要はないというのが当該裁判所の趣旨であると解される。

◎006 山口地裁支判平成27年2月22日（自保ジャーナル1970号90頁）

【本判決の主要な意義】 被害者（73歳・女性）の事故以前からの骨粗鬆症について「通常の体質と異なる身体的特徴」ではないとして素因減額を否定した事例。

【事 件 名】 交通・損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 控訴（控訴審◎009広島高判平成28年1月22日）

【事実概要】

原告（73歳・女性）の運転する自家用普通貨物自動車に、被告の運転する自家用普通乗用自動車と追突し、原告は、第4腰椎椎体骨折、腰椎動静脈瘤等の傷害を負い、左臀部のしびれの症状など後遺障害等級14級9号の後遺障害を残した。原告による損害賠償請求において、被告は、原告には事故以前から骨粗鬆症の素因があったなどをして素因減額を主張して争った。

【判決要旨】

◇被告の素因減額の主張について、「被告は、骨粗鬆症を理由とする素因減額に関する資料等を提出するが、原告が73歳という高齢女性であったことからすると、原告の骨密度が相当程度に低下していたとしても、これが通常の体質と異なる身体的特徴であったとはいえ、素因減額の対象とはなり得ないというべきである」として、これを退けた。

◇認定された損害項目は、入院雑費、休業損害、後遺障害逸失利益、入院慰謝料、後遺障害慰謝料である。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

「通常と異なる身体的特徴」ではないとして、素因減額の主張を退けている点は、最高裁理論に沿った判決である。

◎007 千葉地判平成27年7月6日（自保ジャーナル1957号82頁）

【本判決の主要な意義】 被害者主張の左膝半月板損傷につき事故以前の治療歴などを考慮して、50%の減額を図った事例。

【事件名】 損害賠償請求事件 **【判決主文】** 一部認容、一部棄却

【審級関係】 確定

【事実概要】

原告（50歳・男性）の運転する普通貨物自動車に、被告が運転する自家用普通乗用自動車と追突した。原告は事故直後、頸椎捻挫、左膝打撲の診断名の負傷をした。原告が起こした損害賠償請求訴訟において、原告は「左膝半月板損傷、変形性膝関節症の傷害を受け、入院あるいは通院によりその治療を受けたが、後遺障害が残った」と主張した。この原告の主張が主な争点となった。

【判決要旨】

◇争点についての判断において、先ず次のように原告の事故以前からの治療歴が認定された。「原告は、本件事故前に、腰椎椎間板ヘルニア、右膝半月板損傷などにより、B病院において治療を受けたことがある」とした。

◇原告の主張の受傷と本件事故との相当因果関係を次のように認定した。「左膝半月板損傷はもっぱら本件事故により起きたものとはいえないものの、本件事故により損傷がさらに進行し、痛

みなど症状が顕在化するにいたったものと認められ、そうすると、本件事故と相当因果関係を否定することはできない」とした。

◇結論において、以下のように判示した。「左膝半月板損傷はもっぱら本件事故により発症したものとはいえないこと」などからすると、症状固定時までの治療費「合計額全額を、本件事故と相当因果関係があるものとして、被告に負担させるのは相当ではない」として、「本件記録に顕れた一切の事情を考慮して、50%の減額とすることとする」とした。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

素因が考慮された事例といえるものの、「身体的特徴」概念や「疾病」概念は一切用いることなく、様々な原告側の事情を総合的に考慮して、50%の減額を図ったもの解することができる。

◎008 大阪地判平成27年7月30日（自保ジャーナル1957号95頁）

【本判決の主要な意義】 被害者の梨状筋症候群については既往症が影響しているとして素因減額を20%図った事例。

【事 件 名】 損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 控訴（控訴後和解）

【事実概要】

歩行中の原告に、被告運転の普通乗用自動車が発生し、原告は、腰椎捻挫、頸椎捻挫、頸椎不安定症、左梨状筋症候群の傷害を負い、左臀部から左下肢にかけての痛み等および頸部から肩甲部にかけての疼痛と腰痛などの後遺障害を残した。原告による損害賠償請求において、被告は、原告には事故以前から腰痛、臀部痛、坐骨神経痛などの症状があったなどと主張して、素因減額が争点の一つとなった。

【判決要旨】

◇素因減額について、「原告には、本件事故前にも腰痛、左臀部痛、左坐骨神経痛という症状が出ており、左梨状筋を切除した後も前記のような後遺障害が残ったことに照らせば、本件事故により、梨状筋症候群となり、前記のような後遺障害が残ったことについては、原告の既往症が影響していると考えられ、本件に顕れた一切の事情によれば、20%を同素因によるものとして減額するのが相当である」とした。

◇認定された損害項目は、治療費、入院雑費、通院交通費、文書料、装具購入費、休業損害、後遺障害逸失利益、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料である。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

◇原告の事故以前からの「腰痛、左臀部痛、左坐骨神経痛という症状」を「既往症」として素因減額が図られている。

◇特に、身体的特徴・疾病概念は用いられていないが、「既往症」を素因減額しているという意味では、最高裁理論に沿った判決内容であると言える。

◎009 広島高判平成28年1月22日（自保ジャーナル1970号77頁）

【本判決の主要な意義】被害者の椎体内の空洞という素因について年齢において平均的なものであるとして素因減額を否定した事例。

【事件名】交通・損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件

【判決主文】原判決変更、附帯控訴棄却

【審級関係】確定、原審：山口地裁支判平成27年2月20日（◎006）

【事実概要】

◇本件事故の態様などについては、上記原審◎006判決参照。

◇素因減額に関して、第一審被告（本件控訴人）はさらに、第一審原告（本件被控訴人）に対して、以下のように主張した。「本件事故前から、1審原告は骨粗鬆症に罹っており、また、その第4腰椎の椎体内には大きな空洞（動静脈奇形的一种である動静脈瘤）があったため、空洞を囲む骨組織は薄く、同椎体の強度は極めて脆弱化していた」というものである。

【判決要旨】

◇素因減額に関して、第一には、以下のような事実認定をしている。「本件事故前から、1審原告の第4腰椎の椎体には、動静脈瘤による骨欠損が存在した」。

◇次に、素因減額に関する一般論を以下のように述べた。「素因減額を相当とするには、〈1〉同椎体の脆弱性が、通常あり得る身体的特徴の個体差の域を超えて「疾患」と評価される程度に至っており、〈2〉当該疾患の態様、程度などに照らし、加害者に損害の全部を賠償させるのが公平を失すると認められることが必要である」。

◇そして、本件について一般論を当てはめて以下のように判示した。「1審原告の第4腰椎の椎体の脆弱性を「疾患」と評価するには、その強度が、同年齢の通常の女性の同椎体の強度（これは、通常に加齢による骨の変性、個体差を含む概念であり、骨密度が同年齢の女性の平均値を下回る者もある程度含まれる。）と比較して、その下限を下回っていたと認められる必要があるところ、本件事故時において、1審原告の第4腰椎の椎体の強度が、上記下限を下回っていたと認めるに足りる証拠はない。すなわち、骨密度は平均値を超えているが骨欠損のある1審原告の第4腰椎の椎体が、骨欠損はないが、骨密度が通常と呼べる範囲の下限に近い同年齢の女性の同椎体よりも脆弱であったと認めることはできない」。結論として、「素因減額を認めないことが公平を失すともいえない」とした。

◇また、第一審原告の骨粗鬆症を理由とする素因減額の主張については、「上記…認定したとおり、1審原告の骨密度は同年齢の女性の平均値を上回っていたから、これをもって減額の理由としての身体的素因に該当するとはいえない」と判示した。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

「身体的特徴」概念と「疾病」概念を用いて、「疾病」と評価される素因でなくては斟酌の対象とできない旨判示している点は、最高裁理論に忠実な論理構成であるといえることができる。

◎010 京都地判平成28年8月30日

(交民49巻4号1046頁、自保ジャーナル1987号119頁)

【本判決の主要な意義】 被害者の梨状筋症候群を発症しやすい状態について身体的特徴であるとして素因減額を否定した事例。

【事 件 名】 損害賠償請求事件 【判決主文】 一部認容、一部棄却

【審級関係】 情報なし

【事実概要】

原告(23歳・女性)運転の原動機付自転車と、被告運転の普通乗用自動車とが衝突し、原告は、頸椎捻挫、腰椎捻挫などの診断を受けた。また、梨状筋症候群を負った旨、および、後遺障害を残したとの旨の主張をした。被告は、原告の梨状筋症候群は素因なくして発症しないものであるなどとして素因減額を主張して争った。

【判決要旨】

- ◇判決では、まず、本件事故と原告の梨状筋症候群発症との相当因果関係を認定した。
- ◇素因減額については、第一に、原告が梨状筋症候群を発症しやすいタイプであると、以下のように認定した。「原告の梨状筋症候群において、神経絞扼の原因となっていた腱性組織と硬い膜様組織は外傷によって生じたものではなく、原告の生来的なものであった…。原告の梨状筋と坐骨神経の関係は、梨状筋症候群が発症しやすいとされる状態(解剖学的破格)で、ビートンタイプDと分類されるタイプであった」。
- ◇次いで、素因減額に関する一般論を、最高裁平成8年判決を引用して以下のように述べた。「被害者が平均的な体格ないし通常の体質とは異なる身体的特徴を有していたとしても、それが疾患に当たらない場合には、特段の事情の存しない限り被害者の身体的特徴を損害賠償の額に定めるに当たり斟酌することはできない。なぜなら、人の体格ないし体質は、すべての人が均一同質なものとはいえず、極端な肥満など、通常人の平均値から著しくかけ離れた身体的特徴を有する者が、日常生活において通常人に比較してより慎重な行動をとることが求められる場合は格別として、その程度に至らない身体的特徴は、個々人の個体差の範囲として当然にその存在が予定されているというべきだからである(最高裁判所平成8年10月29日判決・民集50巻9号2474頁参照)」。
- ◇最後に本件について判断し、以下のように判示した。「本件の原告の梨状筋と坐骨神経の関係は、解剖学的破格であって、発症するまでは疾患ではなく身体的な特徴に過ぎないこと、かつ、…

原告の解剖学的破格のタイプであるビートンタイプDが極めて特異な素因とまではいえないことからすれば、これを損害賠償の額に定めるに当たり斟酌することはできないというべきである」。

◇原告の後遺障害についても認定した。

◇認定された損害項目は、治療費、通院交通費、文書料、休業損害、後遺障害逸失利益、慰謝料である。

【特記事項】

◇素因減額を主張した被告の見解は、以下のようなものであるので引用する。すなわち、「原告の梨状筋症候群は、…原告の梨状筋と坐骨神経との生来的な関係によるものであり、それが極めて珍しい分類に属することからすれば、原告の素因なくして発症しなかったといえる。したがって、梨状筋症候群と本件事故との因果関係を肯定する場合、素因減額又は因果関係の割合的認定がされるべきである」。

◇素因減額の主張に対する原告の反論は以下のようなものであるので引用する。すなわち、「被験者の約7割が原告と同じビートンタイプDであったとの報告もあり、珍しい病態とはいえ、素因減額又は因果関係の割合的認定は行われるべきではない」。

【若干の検討】

◇判決においては、最高裁理論に非常に忠実な論理構成が採られている。すなわち、まず第一に、主張されている素因が「疾病」なのか「身体的特徴」なのかを判断する。そして、第二に、「身体的特徴」とした場合には、その要因が個体差を超えた、考慮すべき特段の事情に該当するか否かを判断する。というものである。

◇しかし、被告および原告の主張の引用を素直に読もうとすると、そのような理解に基づいているとは思われない。すなわち、「疾病」か「身体的特徴」なのかを判断した上で、斟酌の肯定否定を論じているのではなく、そのような素因がどれだけ「珍しい」ものであるか、言い換えるなら、その損害発生がどの程度「異常な要因」に基づいているのか否かという視点で、各々の立場から主張しているように読み取れる。

◇このような被告および原告の主張においては、やはり、「疾病」だから考慮する、「身体的特徴」だから考慮しないという概念区分による考慮・不考慮は、根本的な発想として問題があるのではないのか、という考え方に続いていくように感じられる。

◎011 東京地立川支判平成28年9月29日（自保ジャーナル1987号87頁）

【本判決の主要な意義】 被害者の既往症である糖尿病は損害を拡大させたものではないとして素因減額を否定した事例。

【事件名】 損賠賠償（交通）事件 **【判決主文】** 一部認容、一部棄却

【審級関係】 確定

【事実概要】

原告所有・運転の普通自動二輪車に、被告運転の自家用普通貨物自動車と衝突し、原告は路上に転倒し、右上腕骨近位端骨折をし、右肩関節可動域制限の後遺症を残した。原告による損害賠償請求において、被告は、損害の一部について、相当因果関係の不成立と素因減額を以下のように主張した。すなわち、「原告には重度の糖尿病の既往症があり、C病院への入院のうち当初の14日間は専らその治療のために本件事故と相当因果関係がなかったとして、この分の入院雑費、休業損害及び入通院慰謝料は減額すべきであるか、仮に相当因果関係が認められたとしても素因減額をすべきである」。また、原告の肥満についても以下のように主張した。「原告が肥満であったことをもって素因減額の事情とすべき」である。

【判決要旨】

◇本件事故と損害の一部の相当因果関係については以下のように認定した。「原告は入院時の採血検査で血糖値が172mg/dL、HbA1cが8.5%と認められたことから糖尿病と診断されたものの、日本糖尿病学会の診断基準である随時血糖値200mg/dLは下回り、空腹時血糖値（126mg/dL以上）やHbA1c（6.5以上）についてもその超過の程度が著しいとはいえない。これに加え、原告は本件事故前に糖尿病の治療を受けたことはなく、C病院からの退院時には糖尿病は内服薬で治療可能とされ、現在は特段の治療を受けていないことに照らすと、原告の糖尿病が本件事故とそれによる手術の必要性がなくても直ちに入院治療を要するほどの重度のものであったとはいえない。そして、原告の手術が全身麻酔下で3時間以上を要して相応のリスクを伴うものであったことにも照らすと、本件事故による傷害の治療としての手術を無事に実施するためには糖尿病の治療が不可欠であったと認められ、その治療も本件事故に伴う治療の一環であったというべきであるから、本件事故との間に相当因果関係が認められる」。

◇さらに、素因減額については、「前述の諸点に加え、糖尿病によって原告の右肩の症状や後遺障害が遷延ないし悪化したと認めるに足りる証拠はないから、原告に糖尿病があったことは素因減額の事情となるものでもない」として退けた。

◇原告が肥満であったという被告の主張については、「このような疾病とはいえない単なる身体的特徴をもって素因減額の事情とすることはできず、失当というべきである」とした。

◇認定された損害項目は、治療費、入院雑費、入院付添費、通院交通費、休業損害、リハビリ費用、入通院慰謝料、後遺障害慰謝料、逸失利益である。

【特記事項】 特になし。

【若干の検討】

◇被告としては、糖尿病が治療期間を遷延したという主張をしたが、裁判所は、そのようなことを「認めるに足りる証拠はない」として退けている。つまり、そもそも損害は何らかの要因により発生・拡大したものではないという前提に立っている。

◇このような争点の判断の方法については、最高裁判論との関係からはコメントの余地はない。

◇また、原告の肥満については、「疾病」ではなく「身体的特徴」であり減額すべきでないという論理構成は、最高裁理論に沿ったものとなっている。

◎012 神戸地判平成28年10月26日（自保ジャーナル1990号90頁）

【本判決の主要な意義】被害者の骨粗鬆症について素因減額を否定した事例。

【事件名】求償金請求事件、損害賠償請求事件、損害賠償反訴請求事件

【判決主文】一部認容、一部棄却

【審級関係】控訴（控訴審に関する情報なし）

【事実概要】

◇青信号でT字路を右折しようとした丁山車両と、同じく青信号で直進してきた庚山車両が衝突した。丁山車両は、A運転、B、C乗車の自家用普通乗用自動車であり、B、C、D、Eの所有である。庚山車両は、F運転、G（原告松子）乗車の自家用普通乗用自動車である。庚山車両に関する保険金を支払った保険会社Xは、Aに対して求償金を請求し、A、B、C、D、EはFに対して損害賠償を請求し、FおよびGがAに対して損害賠償を請求した事案である。

◇この交通事故によりG松子（65歳・女性）は、本件事故により右肩関節脱臼骨折、顔面挫創、頸部・両肩・胸部・左拇指・両膝挫傷、右肘関節靭帯損傷、顔面瘢痕拘縮、歯牙破損の傷害を負い、後遺障害等級併合11級に該当する後遺障害を残した。これに対して、Aは、G（原告松子）は骨粗鬆症であったとして素因減額などを主張して争った。

【判決要旨】

◇G（原告松子）素因減額の主張については以下のように判示された。「原告松子は、」本件事故の約1年前に「K整形外科で老人性骨粗鬆症の診断を受け、投薬治療を受けていたことが認められるが、原告松子は、同年12月7日及び平成24年5月16日、K整形外科で骨密度総合検査を受け、いずれも同年齢の人と比べて同等といえるが、若年成人の平均骨密度と比べるとやや低下している旨判定を受けたことが認められることに照らすと、原告松子の老人性骨粗鬆症は、比較的軽度の症状である上、年齢相応の症状であるというべきであるから、既往の疾患、又は身体的特徴とまで認めることはできない。したがって、原告松子の老人性骨粗鬆症を理由として、原告松子に素因減額を認めるのは相当でない。

◇G（原告松子）に認定された損害項目は、治療関係費、入院雑費、休業損害、通院交通費、眼鏡代、入院院慰謝料、後遺障害逸失利益、後遺障害慰謝料である。

【特記事項】特になし。

【若干の検討】

◇本件被害者の骨粗鬆症に関しては、特徴的な裁判例となっていると言える。最高裁の提示している「疾患」⇒考慮、「身体的特徴」⇒不考慮、という原則的理論では処理されていないことは明らかである。

- ◇「既往の疾患、又は身体的特徴とまで認めることはできない」との一節は、第一に、「疾患」概念と「身体的特徴」概念を並列的に扱っている。第二には、両概念枠の外にある何らかの「損害寄与要因」なるものが観念されているようである（本件では、具体的には「骨粗鬆症」がその対象である）。
- ◇上記第一の点は、「疾患」と「身体的特徴」で考慮・不考慮を区別することに批判的な態度と親和的であるとみることでもある。
- ◇筆者の視点からこの一節を解釈すれば、当該裁判所の考え方として、やはり、損害寄与要因は、その損害結果の大きさとの関係で、判断されるものであり、かつ、概念枠に入るか入らないかの判断により処理されるべき問題ではないという発想があるように感じられる。

V 総合的検討－結びに代えて－

筆者に入手可能な範囲で、最新の下級審の素因判決事例12件について個別に検討をおこなってきた。本稿の結びに代えて、その個別的検討を総合的な見地から整理し、考察したい。

平成8年の2つの最高裁判決によって、最高裁の素因考慮・不考慮に対する理論的な枠組みが確立された。一つは、最判平成4年判決を踏襲し、被害者の「疾患」に該当する事由は考慮し減額することができるとするものであり、もう一つは、被害者の「身体的特徴」に属するような事情は、原則として、考慮して減額してはならないというものであった。このように確立された最高裁理論について、下級審がその理論構成に忠実な判決を下すことは自明のことである。しかし、最高裁判決の裁判実務への強大な影響力が現実には存在することはともかくとして、わが国では「先例拘束主義」が採用されているわけではない。最高裁理論とは異なる見地から当事者による主張が展開され、それに対して裁判所が個々に具体的な判決を下すことは理論的には可能である。そのような視座から、本稿で扱った12件の裁判例をもう一度総合的に振り返りたい。

第一に、やはり、最高裁理論の枠組みに沿った形で、判決を下したものがほとんどである。◎001判決、◎002判決、◎003判決、◎004判決、◎006判決、◎008判決、◎009判決、◎011判決などは、裁判所の判決内容のみならず、当事者の主張においても最高裁理論に沿ったものとなっている。すなわち、問題の対象となっている損害に対する要因が、「疾患」であるのか「身体的特徴」なのかを判断し、前者であれば一般的には考慮され減額が行われるのに対し、後者であれば、特段の事情のない限り、不考慮となり減額はされないという結論へと導かれているというものである。「疾患」を考慮した平成4年判決から4年後の平成8年に、同判決を踏襲する判決が下されると同時に、「身体的特徴」は原則不考慮とするもう一つの判決が同一日に下されたわけであるが、その「身体的特徴」不考慮判決の影響により、被害者の身体上の事情が素因減額される事例が減少したと見ることが可能であり、現時点における最新の裁判例においても、そのような価値判断と理論構成の枠内で紛争解決が図られていることが裁判例検

討の結果として明確となったと言える。

第二に、他方において、最高裁判所の理論的枠組みとは異なる観念や考え方から、素因減額の問題に取り組む紛争当事者や下級審判例も存在しているように思われる。◎010判決においては、被告が素因考慮を主張したが、その根拠は、対象となっている梨状筋症候群という素因が「極めて珍しい分類に属することからすれば、原告の素因なくして発症しなかったといえる」というものであった。そして、その原告による反論も「珍しい病態とはいえ、素因減額又は因果関係の割合的認定は行われるべきではない」というものであった。このような主張の展開は、最初に「疾患」「身体的特徴」というどちらの概念枠に属するかを判断し、その上で、考慮・不考慮を判断するという理論構成ではなく、損害結果に対して、どれだけ異常な原因が介在し、損害を拡大させたのかという発想に基づくものである。そこにおいては、両概念枠とは無関係に、加害原因に比して如何に異常に大きな損害結果が発症したのかを問題とする考え方が採用されている。もっとも、本件に関する裁判所の判決自体は最高裁理論に沿う形で行われている。また、◎012判決では、明確に最高裁理論が不採用となっている。対象となっている骨粗鬆症が、疾患でもなく身体的特徴でもないとした上で、素因不考慮の結論を導いている。このような考え方もやはり、上記◎010判決における当事者の主張と親和的な部分があると言える。下級審の中にはこのような◎012判決のような事例も散見されるというのが実情であることもまた確かなことである。

最高裁平成8年の2つの判決は、価値判断として、素因考慮・減額される事例の範囲を限定したという影響をもたらしたことは明確なことと言える。他方で、「疾患」と「身体的特徴」の両概念の定義がなされておらず、また、前者が考慮され、後者が不考慮とされる理論的根拠も示されていない。そのような理由から、最高裁理論は、未解決の課題を残しているということができると思われる。したがって、そのような未解決の課題について、引き続き検討していく余地があるものと思われる。

(たにぐち さとし・高崎経済大学経済学部教授)